五　人に対する影響に関する次に掲げる試験成績
イ　動物の体内での代謝に関する試験成績
ロ　急性毒性、短期毒性、長期毒性、遺伝毒性、発がん性、生殖毒性、神経毒性その他の毒性に関する試験成績
六　植物の体内での代謝及び農作物等への残留に関する試験成績
七　食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜の体内での代謝及び畜産物への残留に関する試験成績
八　環境中における動態及び土壌への残留に関する試験成績
九　水産動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績
十　第一号及び第六号から第八号までに掲げる試験成績の試験に用いられた試料の分析法に関する試験成績
十一　その他農林水産大臣が必要と認める資料

2　前項各号に掲げるもののほか、申請に係る農薬が、現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬に含まれる有効成分以外の有効成分を含む場合その他農林水産大臣が必要があると認める場合は、二百グラム以上の農薬の見本及び別記様式第二号による当該見本の検査書の提出を求めることができる。

（登録申請書等の経由）

第三条　法第三条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書及び資料は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して提出することができる。

（提出すべき資料の省略）

第四条　法第三条第三項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による資料の省略は、申請に係る農薬の農薬原体が、提出された資料からみて、現に法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬（当該登録を受けた日から十五年を経過しているものに限る。以下この条において「既登録農薬」という。）の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等と認められる場合に、次に掲げる資料について行うことができるものとする。

一　第二条第一項第二号に掲げる資料（加水分解性及び水中光分解性に関するものに限る。）並びに同項第五号イ及び第六号から第八号までに掲げる資料（これに相当する既登録農薬についての資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、当該既登録農薬についての資料が法第三条第四項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の審査を行うに足りるものと認められるときに限る。）

二　第二条第一項第五号ロ及び第九号に掲げる資料のうち農薬原体を用いて試験を行ったもの（これに相当する既登録農薬についての資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、当該既登録農薬についての資料が法第三条第四項の審査を行うに足りるものと認められるときに限る。）

2　法第三条第三項の規定による資料の省略を希望する者は、別記様式第三号の申出書を提出しなければならない。

3　前項の申出書の提出は、センターを経由して行うことができる。

（センターにおける審査に関する業務）

第五条　センターは、法第三条第五項（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する審査に関する業務として、農薬の成分、物理的化学的性状、薬効、薬害、人畜に対する毒性その他の特性に関する調査、分析及び試験並びに試験成績の信頼性に関する調査を行うものとする。

（登録申請書の経由）

第三条　法第二条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本、前条第二項の検査書並びに再登録の申請の場合における登録票は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して提出することができる。

（新設）

（登録の申請に係る検査）

第三条の二　法第二条第三項（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第三項及び次条において同じ。）の規定による検査は、法第三条第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて、法第二条第二項の規定により提出された農薬の見本の調査、分析及び試験によつて行う。